

鳥取県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町阿賀字五反田378-1地先から同町阿賀字徳連場東845-1地先まで	平成23年6月29日
	西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から同町清水川字御崎前376-1地先まで	〃